

※裏面にも記載事項があります。

広告物を設置する業者は、大津市の屋外広告業の登録を受けている必要があります。本市で登録されている業者はホームページに掲載しています

- (1) 設置する場所を示す地図（位置図）
 - (2) 土地又は建築物等との関係を明らかにした図（配置図）
 - (3) 色彩（マンセル値）及び意匠を明らかにした図（意匠図）
 - (4) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書（構造図）
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真（申請の日前 30 日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの）
 - (6) 第 2 次大津市景観計画で定める眺望景観保全地域及び対岸眺望景観保全地域において、屋上広告物を表示し、又は設置する場合で、その高さが地上から 31 メートルを超えるときには、同計画で定める眺望景観保全地域にあつては重要眺望点からの、又、対岸眺望景観保全地域にあつては対岸重要眺望点からのカラーシュミレーション写真等
- 2 当該広告物を継続して表示する場合にあつては、次の書類を提出すること。
- (1) 当届出書
 - (2) 広告物の現状が分かるカラー写真（届出の日前 30 日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの）
 - (3) 管理者が作成した屋外広告物安全点検調査書
- 3 当該広告物を除却した場合は、屋外広告物除却届（別記様式第 8 号）を提出すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 5 該当する（ ）内に丸印又はレ点を付すか、自由記入すること。